

草津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項、第5項および第7項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和8年3月27日

草津市監査委員 岡野 則 男
草津市監査委員 土肥 浩 資

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
健康福祉部	障害福祉課 介護保険課
教育委員会	生涯学習課 スポーツ推進課 学校給食センター 図書館
総合政策部	人権センター

(2) 監査の時期 令和7年12月22日から令和8年1月21日まで

(3) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象となった事務が関係法令等に適合して正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として令和6年度分について監査を実施した。実施にあたっては、重点項目を定め、前回監査実施時における指摘事項に対する改善状況の確認をはじめ、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項などを含め、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(4) 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要

する事項が見受けられたので、今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●所属名：障害福祉課

重点項目
・相談支援費のうち基幹相談支援費 ・地域生活支援費のうち社会参加促進費 ・障害者福祉推進事業費のうち孤立化防止対策費
意見・指摘事項
特になし

●所属名：介護保険課

重点項目
・在宅介護支援費のうちすっきりさわやかサービス費 ・特別給付費のうちすっきりさわやかサービス費 ・居宅介護福祉用具購入費のうち居宅介護福祉用具購入費 ・介護予防福祉用具購入費のうち介護予防福祉用具購入費
意見・指摘事項
特になし

●所属名：生涯学習課

重点項目
・社会教育推進費のうち子ども読書活動推進費 ・文化振興費のうち市美術展覧会開催費および市民文化芸術活動支援事業費
意見・指摘事項
特になし

●所属名：スポーツ推進課

重点項目
・市民スポーツ団体活動支援費のうち各種スポーツ団体活動支援費 ・学校体育施設開放推進費のうち学校体育施設開放推進費

意見
<p>① 夢先生事業について、類似した他の事業との整合性を勘案して整理のうえ、ホームタウンとして事業のあり方を検討されたい。</p> <p>② 草津市トップアスリート活動拠点支援事業補助金の交付にあたり、交付要綱、交付基準を設けており、交付基準には補助対象経費が「草津市立プール使用料」に限定されるかのような規定（交付基準第 2 条 補助金の補助限度額については、予算を超えない範囲で、要綱第 4 条に規定された収支予算書の草津市立プール使用料とする。）があるが、誤解を生む可能性があるため改正を検討されたい。なお、交付要綱には、「予算の範囲内で補助金を交付する」と規定し、補助対象経費ならびに除外経費も明示されていることから、交付基準の要否も併せて検討されたい。</p>

●所属名：学校給食センター

重点項目
<p>学校給食センター特別会計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校給食材料購入費 ・小学校給食管理運営費
指摘事項
<p>① 3 学期の給食提供終了後に点検された結果、食缶の変形や破損が見つかり、食缶の買換えにあたり、10 万円未満の簡易で少額なものの随意契約により処理されたが、同種のものが同時期に複数あり、分割発注が認められたので、今後、適正に契約事務を執行されたい。</p> <p>なお、新年度の給食提供が始まるまでに設備を整えなければならないことは十分理解できるが、緊急性や設備の特殊性があることから、少額の範囲を超える金額であっても随意契約の要件はあるものと思われ、まとめて適正な手続きを取った方が効率的であったものと思われる。</p>

●所属名：図書館

重点項目
<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営費（図書館）のうち図書館施設管理費および図書館運営費 ・管理運営費（南草津図書館）のうち南草津図書館施設管理費および南草津図書館運営費
指摘事項
<p>① 草津市立図書館清掃等業務の契約手続き関係書類を紛失していたので、市政情報を適正に保存されたい。</p> <p>なお、決裁途上の作成文書は電子情報で、契約書は複写が存在していた。</p>

●所属名：人権センター

重点項目
・人権センター管理運営費のうち人権センター自主事業費 ・社会同和教育推進費のうち同和問題市民講座開設費 ・社会教育関係団体活動促進費のうち社会教育関係団体活動費補助金
指摘事項
① 草津市人権教育推進事業補助金において、交付要綱では、この補助金の趣旨は「様々な人権問題の解決のため」とし、補助対象経費は「講演会・研修会講師謝金、講演会・研修会会場費、啓発資料作成費」としているが、「事務用品費」も補助対象としているものがあり、また、その扱いも申請者間で整合性がなかったため、補助対象経費については、補助金の趣旨、交付要綱に基づき、正しく、精緻に審査されたい。また、公平性の観点から、補助対象経費の取扱いは基準を統一して審査されたい。

2 工事監査

(1) 監査対象機関および監査の実施期日

監査対象機関：都市計画部 交通政策課

監 査 期 日：令和8年2月6日

(2) 監査の方法

上記対象機関の関係工事における技術面について、公益社団法人大阪技術振興協会にその調査業務を委託し、監査を行った。

(3) 監査の結果

工事概要・意見
1. 工事概要 (1)工 事 名 南草津駅東口バス待ちシェルター整備工事(第3工区) (2)工事場所 草津市野路一丁目 (3)請負業者 株式会社 千商 代表取締役 森川 守 (4)契約金額 178,081,640円(税込) (5)工事期間 令和7年6月27日～令和8年3月13日 (6)工事内容 南草津駅東口のバス待ちシェルター整備工事である。 JR南草津駅東口は、朝の通学・通勤時間帯に学生や社会人を中心に多くの方がバスを利用しており、雨天時においてはバス待ち列が駅構内まで延伸し、他の駅利用者の通行に支障をきたす等の問題が生じている状況である。このため、既存のバスシェルター(上屋)を撤去し、幅の広いバスシェルターを設置する。令和7年度は、令和6年度の第1工区と第2工区に続き、第3工区の工事を実施し、バス待ち環境の改善を図ると

ともにバスシェルターによって駅前空間を活用したウォークアブルなまちづくりや賑わい創出を図る工事となっている。

- ・既存シェルター撤去
- ・バスシェルター新設 床面積284㎡
- ・収納ベンチ設置
- ・舗装工事

(7)工事進捗状況 計画出来高46.8%、実施出来高46.8%
(令和8年2月6日現在)

2. 総評

工事技術調査の対象工事は、南草津駅東口バス待ちシェルター整備工事(第3工区)であり、「草津市地域公共交通計画」に基づく「バス待ち環境の整備」に該当する事業として実施されている。

第1工区は令和6年10月から令和7年3月まで、また第2工区は令和7年3月から令和7年9月まで実施されている。今回の第3工区は第1期工事と第2期工事に分かれており、第3工区が終了すると、南草津駅東口バス待ちシェルター整備工事としては完成となる予定である。

調査時点では、第1期工事はE-②棟とF棟がおおむね完了しており、第2期工事のG棟は基礎工事までが終了している状況である。また、全体工事としては調査時点で概ね計画どおり進捗している。

本調査は、書類調査と現場調査に分けて、順次実施した。

書類調査においては、まず事前調査として、予め提示を求めた入札書類、設計図書及び工事管理書類等の関係書類を調査した上で「質問書」を送付し、市の回答を求め、各種事項や課題に基づいて、事業計画、設計、積算、入札・契約、施工管理、検査の順で段階別に確認した。

調査当日は、担当課から直接説明を受け、疑問点に関する質疑応答を通し、重要かつ課題と思われるものを抽出した。その後、現場調査として、現地に赴き、施工監理状況や出来形等について確認を行った。

以上の手順に従って、慎重に調査、聞き取りを行った結果、本工事は、書類及び現地のいずれも概ね良好であると判断できるが、課題と思われる事例も見受けられた。個々の調査段階毎で気付いた点等については、各項目の所見のところで記述しているので、確認し適切な対応をお願いしたい。

(1)書類調査による監査結果

ア 事業計画について

草津市は、古くから、東海道と中山道が分岐・合流する宿場町として栄え、交通の要衝である。現在は京都・大阪などのベッドタウンとして発展し、全国的に人口減少局面を迎えるなかで、現在も人口が増加している。市内にあるJR草津駅とJR南草津駅の乗車人員は、滋賀県下で1位、2位となっており、京阪神への通勤・通学の拠点となっている。このような状況も影響してか、JR南草津駅で

はバス待ち列が駅構内まで並ぶ状況が頻発している。

このことから、当事業は屋根の面積を拡幅することにより、バス待ち列の圧縮を図るために計画されたものである。また、本事業は、「草津市地域公共交通計画」に基づき計画されたものでもあり、都市構造再編集集中支援事業補助金も活用しながら実施されている。加えて本工事は、令和6年度から3工区に分けて順次進められており、計画的かつ適切に進められている。

【所見】

本工事は計画的に実施されていることを確認した。

なお、意見としては、本事業は屋根面積を拡幅することにより、バス待ち列の圧縮を図る計画となっているが、屋根面積の拡幅事業がどの程度バス待ち列の圧縮に繋がるのかについては、草津市地域公共交通計画における「計画の進捗管理」に基づき、バスシェルター拡幅事業の効果を適正に評価するよう努めて頂きたい。

イ 設計について

本工事の設計については、指名競争入札により市内にある9者を指名した結果、6者が辞退し、残り3者のうち最低価格である Arimoto Design Works 株式会社 が落札したので、業務委託している。

また、当工事の計画、調査、設計は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設計業務委託共通仕様書令和3年版、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「敷地調査共通仕様書令和4年版」に準拠して行われた。

駅前のロータリー広場での工事であることから、通行や交通機関等の安全対策を考えた事業設計となっている。

【所見】

関係機関とも十分に協議されており、概ね適切であることを確認した。

ウ 積算について

積算には、草津市建築工事および建築設備工事の積算基準に関する要綱、草津市建築工事積算基準、草津市建築工事積算基準に関する運用、草津市複合単価、公共建築工事標準歩掛り、建築数量及び建築設備数量の積算基準、建築工事内訳書作成要領(建築工事編)及び(設備工事編)、建築工事内訳標準書式、公共建築工事見積標準書式(建築工事編)及び(設備工事編)、営繕工事における週休2日促進工事実施要領などに準拠して行われた。工事の数量積算や単価設定は、関係課の職員及び設計業務受託者で行われている。

【所見】

積算については、草津市が定める基準等に基づき、概ね適切に対応されていることを確認した。一方で次の事項について、課題があると考えます。

- (1) インターロッキング修繕工事の積算においては、土木工事として積算された一般管理費等を含む工事価格を、建築工事における直接工事費として積算されている。このことにより、一般管理費等の経費が重複して計上され、過大な積算となっている。

今後は設計図書や積算などの確認をより丁寧に行い、このようなミスが起こらないように注意されたい。

エ 入札・契約について

本工事の入札については、条件付き一般競争入札で行われた結果、2者が応札し、株式会社千商が予定価格の制限の範囲内の価格で落札されており、入札及び契約の内容及び一連の手続き等については適切に行われている。

【所見】

入札の手続きについては、適正に行われていることを確認した。

オ 施工管理について

本工事の施工に際しては、市が工事監理委託をしている工事監理者をはじめ、市の監督職員および駅前ロータリーを利用する関係団体とも十分協議しながら取り組みを進めている。

施工計画書においては、総合施工計画書の他に、解体工事、地盤調査、基礎工事、コンクリート打設計画等が提出され、適切に処置されている。

材料承認や施工報告書等も工事監理者を通じて市の担当者に報告されていることを確認した。

工程管理においては総合工程表及び月間工程表が作成されており、調査時点における工事も予定どおり進捗している。

【所見】

必要な工事管理書類が提出されており、概ね適切に対応していることを確認した。一方で、既存シェルターの解体処分については、次の事項に課題がある。

(1) 既存バスシェルターの撤去処分については、金属屑であることから有価処分となったとの説明であったが、引受書や伝票等が無い。適正に処分されたかの確認を行うためには、金属屑の引受先からの引受書類を保存しておくことが必要である。

(2) 既存バスシェルターのコンクリート基礎の廃棄処分については、原則として現地でコンクリート殻と鉄筋に分別解体を行い、資源の再資源化を図る必要がある。

しかし当現場は駅前の人通りも多いことから、現場において分別解体せずに運び出したとの説明であったが、その後に分別解体が確実にされたのかの確認が取れていない。

建設リサイクル法においては、特定建設資材廃棄物について分別解体等および再資源化が義務付けられている。また、公共建築工事標準仕様書においても、再資源化が求められている。法令順守及び再資源化による廃棄物の削減等のために、市は施工計画等による処分方法の確認を行うとともに、処分後においては再資源化が図られたかの確認を行う必要がある。

カ 検査について

駅階段の天井材の張替復旧工事などの密閉部分が生じる工事及び、新設バスシェ

ルターの一時利用における監督職員等の検査が行われている。

【所見】

いずれも適正に行われていることを確認した。

(2)現場施工状況の調査結果

交通政策課及び公共建築課の職員や現場代理人等の案内で、監査委員と共に南草津駅東口周辺及びバス待ちシェルターの整備工事について目視による調査を行った。

調査時点での状況は、仮囲いなどの仮設工事は完了している。E-②棟とF棟バスシェルターは建て方まで完了しており、G棟のバスシェルターについては基礎工事までが完了している。外構工事についてはU字溝の敷設やアスファルト工事が施工中である。

全体工事としては調査時点で概ね計画どおり進捗していることを確認した。

【所見】

工程は計画どおり適切に進められており、バスやタクシー、乗用車等の交通機関の安全対策を考慮した工事施工となっている。

3 財政援助団体等監査

(1) 監査の対象および監査の実施期日

〔公の施設の指定管理者〕

監査対象団体：キラリエ草津運営共同事業体

監査実施期日：令和8年2月6日

〔補助金交付団体〕

監査対象団体：公益社団法人草津市シルバー人材センター、一般社団法人草津市観光物産協会

監査実施期日：令和8年2月18日

(2) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、公の施設の指定管理者については公の施設の指定管理者として、事業の執行が協定書および仕様書に従って実施されているか、出納事務が適正に行われているかの観点から、補助金交付団体については補助金に係る事務の執行が補助金の交付の目的や交付規則、要綱等に従って実施されているか、出納事務が適正に行われているかの観点から、主として令和6年度分について、監査対象の所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項から、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(3) 監査の結果

今回監査を実施したところ、公の施設の指定管理者については、令和6年度に

における指定管理業務の執行および経費の支出手続きは、監査対象団体および所管部局において概ね適正に執行されていると認められ、補助金交付団体については、当該補助金交付に係る出納その他の事務は、監査対象団体および所管部局において概ね適正に執行されていると認められたが、一部において注意、改善すべき点が認められたので、今後より適正で効率的かつ効果的な事務の執行に努力されたい。

なお、軽微な事項については、関係者に口頭により指導し改善等を求めたので記述は省略する。

●監査対象：キラリエ草津運営共同事業体（まちづくり協働課）

監査対象施設（公の施設）
草津市立市民総合交流センター
指定管理の業務範囲
(1) 施設の運営および維持管理に関する業務 (2) 草津市立市民総合交流センター条例第1条の設置目的を達成するための業務 (3) 施設および設備の維持管理に関する業務
意見・指摘事項
<p>【キラリエ草津運営共同事業体】</p> <p>① 基本協定及び仕様書に規定した各種の報告期限及び使用料等の納付期限は遵守されたい。</p> <p>【まちづくり協働課】</p> <p>① 基本協定及び仕様書に規定したとおり履行されているか確認のうえ、履行状況に応じ適切に指導されたい。</p> <p>② 指定管理施設の運用や管理の状況を分析し、それに応じた仕様や協定内容となるよう検討されたい。</p>

●監査対象：公益社団法人草津市シルバー人材センター（商工観光労政課）

監査対象項目
令和6年度における草津市高齢者労働能力活用事業補助金に係る出納その他の事務の執行
指摘事項
<p>【商工観光労政課】</p> <p>① 補助事業者（公益社団法人 草津市シルバー人材センター）、市の担当者ともに分かりやすく、事務の効率化も念頭に、国の高齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱の「区分」「種目」「対象経費」等の表記と整合させるよう、草津市高齢者労働能力活用事業補助金交付要綱の改正を検討されたい。</p>

●監査対象：一般社団法人草津市観光物産協会（商工観光労政課）

監査対象項目
令和6年度における草津市観光物産協会補助金に係る出納その他の事務の執行
意見・指摘事項
<p>【一般社団法人草津市観光物産協会】</p> <p>① 新たな事業等補助対象事業に変更が生じる場合は、市の担当所属と事前に協議し、適正に補助金申請等の事務を執行されたい。</p> <p>② 観光客用トイレについて、一部の箇所については費用負担が発生しているが、全体の利用状況を把握のうえ、観光客用トイレの位置付け、利用実態に応じた負担のあり方を研究されたい。</p> <p>【商工観光労政課】</p> <p>① 今回、補助金交付要綱に規定されていない名称の事業ではあったが、補助金の交付の趣旨には合致するものと認められるが、今後、補助対象事業の構成等、補助事業者と協議のうえ、補助金交付要綱の改正を検討されたい。</p> <p>② 観光客用トイレについて、一部の箇所については費用負担が発生しているが、全体の利用状況を把握のうえ、観光客用トイレの位置付け、利用実態に応じた負担のあり方を研究されたい。</p>